

豊かな森づくり推進事業実施要領

令和3年4月1日
森整第1253号

第1 趣旨

森林は、国土の保全や水源の涵養、生活環境の保全、公衆の保健、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、道民が将来にわたって森林の恩恵を享受するためには、本道の豊かな森林をしっかりと守り育て、将来に引き継ぐ必要がある。

また、本道の人工林は成熟期を迎えており、森林資源の循環利用を推進するためには、伐採後の着実な植林や伐採跡地等への植林に支援することにより、森林資源の充実を図り、もって森林の有する多面的機能の発揮と山村地域の振興に資するものとする。

本事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知）に基づき補助対象とした造林事業（以下「造林公共事業」という。）のうち、「ふるさとの山づくり総合計画」により、伐採跡地等の確実な植林を目的として行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容

本事業の事業内容は、次のとおりとする。

1 循環利用タイプ

小面積伐採跡地等の植林を目的として森林経営計画等に基づき行う事業

2 集約化促進タイプ

売買等により取得した伐採跡地等の植林を目的として森林経営計画等に基づき行う事業

第3 事業主体及び補助対象者

1 事業主体

本事業の事業主体は、次に掲げるものを除く森林所有者とする。

- ・市町村
- ・大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないもの）

2 補助対象者

本事業の補助対象者は、市町村とする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和12年度末までとする。

第5 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、市町村が豊かな森づくり推進事業を行う事業主体に対し当該事業に要する経費を補助した場合における当該補助に要する経費とし、補助率は補助対象経費の26分の16以内とする。ただし、市町村が事業主体に対して造林公共事業における植

裁に要する経費（以下「事業費」という。）の100分の26以上を補助する場合にあっては事業費の100分の16を限度とする。

第6 事業計画等

- 1 市町村長は、ふるさとの山づくり総合計画に基づき、本事業の事業計画を別記様式第1号により、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の事業計画を別に定める期日までに知事に提出するものとする。
- 3 知事は、1の事業計画に基づき総合振興局及び振興局ごとの事業量等を調整し、別記様式第2号により総合振興局長等に通知するものとする。
- 4 総合振興局長等は、前項の通知があった場合には、市町村長の意見を聴取の上、事業量等を市町村長に通知するものとする。
- 5 知事は、その後の事業の変更により必要が生じた場合には、3で通知した事業量等を変更することができるものとする。
- 6 総合振興局長等は、前項の変更が行われた場合及び必要が生じた場合には、4で通知した事業量等を変更することができるものとする。

第7 補助申請

交付規則第3条の2に規定する補助金交付の申請をしようとする者は、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（水林第1号様式（昭和49年北海道告示第814号に定める様式をいう。以下「水林第〇号様式」について同じ。）に次に掲げる書類を添えて、施行地の所在する総合振興局長等に提出するものとする。

- (1) 水林第14号様式（補助金等交付申請額算出調書）
- (2) 水林第18号様式（経費の配分調書）
- (3) 水林第20号様式（事業予算書）
- (4) 水林第69号様式（事業計画（実績）書）
- (5) 市町村の交付規則等
- (6) 別に指示する様式

第8 補助金の交付の決定

交付規則第6条の補助金交付の決定通知は、別記様式第3号の補助指令書によるものとする。

第9 消費税の取扱い

市町村長は、補助金等の交付申請時に各事業主体の当該補助金等に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

第 10 実績報告

補助事業が完了したときは、交付規則第 14 条の規定により、補助事業等実績報告書（水林第 28 号様式）に次に掲げる書類を添えて総合振興局長等に提出するものとする。

- (1) 水林第 18 号様式（経費の配分調書）
- (2) 水林第 29 号様式（補助金等精算書）
- (3) 水林第 31 号様式（事業精算書）
- (4) 水林第 69 号様式（事業計画（実績）書）
- (5) 別に指示する様式

第 11 補助金の額の確定

総合振興局長等は、第 10 の実績報告書を受理したときは、交付規則第 15 条の規定に基づき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

第 12 補助事業の内容変更等

補助対象経費の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業等変更承認申請書（水林第 21 号様式）により、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の 20 パーセントを超えない増減の場合は、その限りでない。

第 13 証拠書類の備付け

交付規則第 22 条の規定に基づき証拠書類等は、事業終了の翌年度から起算して 5 年間整備保管するものとする。

第 14 財産処分の制限

補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に森林以外の用途に転用する場合又は当該補助事業の施行地の立木を全面伐採除去（以下「転用等」という。補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡をし、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用等される場合を含む。）する場合は、あらかじめ総合振興局長等にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、速やかに総合振興局長等に報告するものとし、補助金相当額の減免について総合振興局長等と協議することができる。

第 15 報告

総合振興局長等は、補助金を交付したときは、速やかに別記様式第 4 号により知事に報告するものとする。

第 16 維持管理

本事業を実施した施行地は、事業主体又は事業主体からの委託を受けた者が補植、保育等成林に必要な管理を行うものとする。

第 17 その他

- 1 知事、市町村長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進のための体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。

- 2 知事及び市町村長は、事業主体に対し、本事業の実施についての適切かつ円滑な推進のための助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。
- 3 本事業の実施については、本要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

別記様式第1号

年度豊かな森づくり推進事業計画

タイプ

単位：ha、円

査定期	期		期		期		計		備考
	事業量	道補助 金額	事業量	道補助 金額	事業量	道補助 金額	事業量	道補助 金額	
(総合) 振興局 (市町村)									

- 注1 タイプごとに別葉とすること
- 2 査定期の欄には造林公共事業における査定期を記入すること。
- 2 必要に応じて行及び列を追加して使用すること

別記様式第2号

年度豊かな森づくり推進事業配分

タイプ

単位：h a、円

査定期	期		期		期		計		備考
	事業量	道補助金額	事業量	道補助金額	事業量	道補助金額	事業量	道補助金額	
(総合) 振興局 (市町村)									

- 注 1 タイプごとに別葉とすること
- 2 査定期の欄には造林公共事業における査定期を記入すること。
- 2 必要に応じて行及び列を追加して使用すること

別記様式第3号

(記号) 第 号指令

市町村名

年 月 日に申請のあった豊かな森づくり推進事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

総合振興局長 (振興局長) 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
豊かな森づくり 推進事業	円	円	年 月 日

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、豊かな森づくり推進事業実施要領（令和3年4月1日付け森整第1253号。以下「実施要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助事業等の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象経費の20パーセントを超えない増減に該当するときは、この限りではありません。
- 4 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに取るべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 11 市町村長は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額

のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

- 12 市町村長は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに総合振興局長（振興局長）に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

- 13 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

- 14 補助事業等により整備した森林については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

- 15 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければなりません。

- 16 市町村長は、事業主体に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「総合振興局長（振興局長）」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとします。

- 17 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に森林以外の用途に転用する場合又は当該補助事業の施行地の立木を全面伐採除去（以下「転用等」という。補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡をし、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する場合は、あらかじめ総合振興局長（振興局長）にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告するものとし、補助金相当額の減免について総合振興局長（振興局長）と協議することができます。

- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領し

たとき。

(3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

19 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。

20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

22 第 6 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注 1 補助事業等の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容を記載すること。

2 市町村長が補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第 11 項及び第 12 項を削除すること。

別記様式

第 号
年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

（市町村長名）



補助金に係る消費税等仕入控除税額について
年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた豊
かな森づくり推進事業について、同指令条件第 11（12）項の規定に基づき、次のとおり
報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4	要補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 消費税確定申告書付表 2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の内訳を記載した書面（別記様式別紙）
- ・ 事業主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が 5 パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定
時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔 〕

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付
すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の
場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算

書等、売上高を確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が 5 パーセントを超えることを確認できる資料

注 集計表（各事業主体ごとの 1 から 6 までの事項を記載した書面及び別記様式別紙）を添付すること。

別記様式別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等

課税売上割合 95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
--------------	--------	----------	--------	---

区分	補助対象 経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率 等 ⑧	補助金に係る 消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③＝⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋[⑤×(課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)

